

基本計画部会第4ワーキンググループ会合（第4回） 議事概要

1 日 時 平成20年3月6日（木）13:00～15:00

2 場 所 中央合同庁舎第4号館2階 共用第3特別会議室

3 出席者

廣松座長、引頭委員、宇賀委員、西郷委員、榊委員、佐々木委員、椿委員、堀江委員、松井委員、
総務省（統計局）、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、
東京都、神奈川県、日本銀行
前田幸男東京大学准教授（審議協力者）

【事務局】

中島内閣府大臣官房統計委員会担当室長、高木内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官
貝沼総務省政策統括官（統計基準担当）、中川総務省政策統括官付調査官
安田総務省政策統括官付国際研修協力官

- 4 議事次第 （1）オーダーメイド集計、匿名データの作成・提供について
（2）データ・アーカイブの整備について
（3）その他

5 議事概要

（1）オーダーメイド集計、匿名データの作成・提供について

- ① 事務局から、資料1、2に基づき、オーダーメイド集計、匿名データの作成・提供についての主な論点やこれまでの総務省における検討状況に関する説明が行われた。
- ② 総務省（統計局）から、資料3に基づき、統計データの二次利用に係る取組の基本的方向に関する説明が行われた。
- ③ 経済産業省から、資料4に基づき、経済産業統計のニーズの把握及び利活用事例に関する調査研究の結果概要に関する説明が行われた。
- ④ 上記①～③の説明を踏まえ、資料1の個別論点毎に審議が行われた。主な意見は次のとおり。

《二次的利用の是非の判断の主体、「公益性」に関する考え方》

- ・ 統計データの二次利用の是非の判断について、利用する研究内容を審査するものではないことを前提として行政機関が行うことは、非常に明確であり妥当であると考え。なお、政府のデータを使って学術的にレベルの低いものが出てくることは適当ではないため、利用希望者の多くが所属する学会サイドにおいて、自主的に、利用申請に係る研究内容の妥当性を判断する仕組みを設けるべきではないか。また、学会は、二次利用による分析において、自己の都合によりデータ解析結果を歪曲しない等を定めた倫理規程を設ける必要がある。
- ・ 民間企業は必ずしも学会に属している訳ではなく、学会による事前審査をすべての利用希望者に義務付けると、学者は利用しやすいかもしれないが、その他の人は使いにくくなる。また、確かに政府のデータを利用して学術的にレベルの低い研究をするということがあるかもしれないが、そうしたものは、研究成果が公表されれば社会的に淘汰され二度とそういうことができなくなる。したがって、事前チェックよりも、事後に研究成果がきちんと公表されたか等のモニタリングを適

切に実施することの方が二次利用の促進に寄与するのではないか。

- ・ 公的統計を社会全体の財産と考えたと学者・研究者だけが利用できるという形は世の中全体の賛成が得られにくいのではないか。民間企業にまで学術的に高いレベルの研究を求めることは難しく、研究成果が公表により社会に還元されることで、できるだけ利用の範囲を広げいくという基本的なスタンスを採るべき。
- ・ 新たな統計法では、二次利用が可能な場合として「学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合」と規定されており、個別の調査票情報を直接使用する場合の要件のように「公益性」という用語を使用していない。このように法律で明確に書き分けている以上、二次利用については、できるだけ何らかの価値判断ではなく、形式判断で利用できるようにしていくことが法の考え方ではないか。
- ・ 先般の公益法人改革での議論を踏まえると、公益性の有無の重要なメルクマールとして、「不特定かつ多数の者の利益を増進に寄与する」ということがあると考える。現在、総務省が公益性の判断要件として検討中である「研究結果を公表して社会に還元する」という考え方は、上記のメルクマールに合致するものである。

《二次的利用に伴う著作権問題への対応》

- ・ 二次利用により作成された集計表の表頭の分類等や統計関係の図表に高い創作性があると認められると著作権の問題が発生する。特に、著作人格権の主張により、政府の白書に使う集計表等の発表が、二次利用で作成された集計表等と極めて類似している等で認められないということになると公益性という意味でも差し障りが出てくる。このため、二次利用の承認に当たっては、利用者との間で、事前に著作権の主張をしないという契約を取り交わしておく必要があると考える。
- ・ 著作権は、行使する義務がある訳ではないことから、契約で著作者としての権利を行使しないと取り決めておけば、著作権問題には対応可能ではないか。

《リソースの制約への対応方策》

- ・ 二次利用関係のサービス提供を各府省がそれぞれ実施するのではなく、特定の組織が集中的に実施することにより、予算・人員等の節減が図れるのではないか。各府省においては、二次利用に関する考えをまとめることが必要である。
(各府省は、次回までに考えをまとめて、資料を提出するととなった)。

《二次的利用に対する国民のニーズの把握方法》

- ・ ファーストステップとして、まずは学術団体との連携、協力によりニーズ把握に努めるべきではないか。

《二次的利用に対する国民の啓発方策》

- ・ 二次利用に関する国民の理解を得るためには、統計の作成、提供及び利用の各段階で節度ある対応が必要であり、そうした姿勢を広く啓発することによって国と調査対象者等との信頼関係が損なわれない形の対応を考えるべき。

《その他》

- ・ 新統計法では、オンサイト利用が明示的に入っていないが、オンサイト利用をきちんと位置づけて、実施していくことが必要である。

- ・ 匿名データについては、「できる規定」に留まっており、実施状況を統計委員会に報告すること等により、実行されるようなシステムを作ることが必要である。

(2) データ・アーカイブの整備について

- ① 事務局から、資料5に基づき、データ・アーカイブの整備についての主な論点に関する説明が行われた。
- ② 東京大学前田准教授から、資料6に基づき、データ・アーカイブの意義等に関する説明が行われた。
- ③ 上記①、②の説明を踏まえ、資料5の個別論点毎に審議が行われた。主な意見は次のとおり。

《データ・アーカイブの設置形態、体制》

- ・ データ・アーカイブは、府省ごとに設置するのではなく、一箇所又は少数の機関に集約する方が予算・人員の節減、統計情報の秘密保護、利用者の利便性等の観点から望ましいのではないかと考えられる。

《対象となる統計調査の範囲》

- ・ 保存対象とする調査票情報として、国の行政機関が実施した全統計調査に係るものとするには必ずしも効率的ではなく、将来的な利用可能性の高い基幹統計調査等重要な統計調査に係るものに限定することが現実的である。

《役割とオーダーメイド集計の提供等との関係》

- ・ データ・アーカイブについては、二次利用との関係をどのように考えていくかが基本的なスタンスであると考えられる。

《その他》

- ・ 我が国は分散型統計機構を採っているため、統計データの保存方法が府省によって区々となっており、データによっては2～3年後には廃棄される可能性もある。したがって、こうしたデータについては、データ・アーカイブのソースの確保の観点から、保全のための緊急措置が必要である。(各府省は、現在の保存状況に関する資料を提出するととなった。)
- ・ データ・アーカイブについては、それを作ること自体に研究価値があるものであり、また、1研究者や1府省で対応できる範囲のものではないため、公的な研究費等を活用して、プロジェクトを立ち上げ、産学官が協力して整備を進めるべき。

(2) その他

次回の第4ワーキンググループ会合は、3月21日(金)の13:30から開催することとなった。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>